

## 研修受講決定の優先順位について

令和元年度からのサービス管理責任者等更新研修については、平成30年度以前のサービス管理責任者等研修の修了者数に基づき、下記優先順位にて受講者を決定する予定です。なお、研修への応募状況等によっては内容が変更となる場合がありますのでご了承ください。

### 注意点

- 平成30年度以前に相談支援従事者初任者研修（講義部分）及びサービス管理責任者等研修を修了した方は、令和5年度末までに更新研修を修了しないと、サービス管理責任者等の資格を満たさなくなります。
- 年度が後になるにつれて受講希望者が多くなることが予想され、定員を超えてしまうと、受講することができない恐れがあります。
- このため、令和元年度・2年度は研修修了年度にかかわらず申し込みができるようになっておりますので、計画的な受講をお願いします。
- 応募者多数のため、受講できない方には不受講決定通知を送付します。翌年度に等研修の受講を希望される場合には、優先順位を考慮するために、受講申込の際に不受講決定通知の提出をお願いする予定です。保管していただくようお願いいたします。
- 複数回修了している方はより古い修了年度を基準とします。

(例 平成25年度と平成28年度に修了した場合には、平成25年度を基準とする)

年度	優先順位（①が最優先）
令和元年度	① 平成18～23年度にサービス管理責任者等研修を修了した者 ② 平成24～26年度にサービス管理責任者等研修を修了した者 ③ 平成27～28年度にサービス管理責任者等研修を修了した者 ④ 平成29～30年度にサービス管理責任者等研修を修了した者
令和2年度	① 平成18～23年度にサービス管理責任者等研修を修了した者 ② 前年度に受講申込をしたが、受講できなかった者 ③ 定員に余裕があった場合に①以外の方も受講することができます
令和3年度	① 平成24～26年度にサービス管理責任者等研修を修了した者 ② 定員に余裕があった場合に①以外の方も受講することができます
令和4年度	① 平成27～28年度にサービス管理責任者等研修を修了した者 ② 定員に余裕があった場合に①以外の方も受講することができます
令和5年度	① 平成29～30年度にサービス管理責任者等研修を修了した者 ② 定員に余裕があった場合に①以外の方も受講することができます

## サービス管理責任者等更新研修について

サービス管理責任者等更新研修は、サービス管理責任者等実践研修（※）修了年度又は初回の更新研修修了年度（旧サービス管理責任者等研修修了者のみ）の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに1回以上修了する必要があります。

下記例はサービス管理責任者等の実務経験要件を満たしていることを想定しています。

この5年間に1回更新研修を受講すること      この5年間に1回更新研修を受講すること

### 例 1

令和元年度	令和2年度	～	令和6年度	令和7年度	～	令和11年度
埼玉県サービス管理責任者等更新研修修了	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目

更新研修修了後から令和6年度末までは更新研修を修了していなくてもサービス管理責任者等として配置可能

令和6年度末までに更新研修を修了していれば、令和7年度から令和11年度末まではサービス管理責任者等として配置可能

この5年間に1回更新研修を受講すること

この5年間に1回更新研修を受講すること

### 例 2

令和3年度	令和4年度	～	令和8年度	令和9年度	～	令和13年度
埼玉県サービス管理責任者等実践研修修了	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目

実践研修修了後から令和8年度末までは更新研修を修了していなくてもサービス管理責任者等として配置可能

令和8年度末までに更新研修を修了していれば、令和9年度から13年度末まではサービス管理責任者等として配置可能

※ サービス管理責任者等実践研修を受講するにはサービス管理責任者等基礎研修修了後に2年以上の実務経験が必要です。埼玉県においては、令和3年度から研修を実施する予定です。